

# 第12回 定時株主総会 招集ご通知

# NLINKS

開催  
日時

2022年5月27日（金曜日）  
午前10時

開催  
場所

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
ホテルベルクラシック東京  
8階「ラプソディ」

決議  
事項

議 案  
定款の一部変更の件

※株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	5
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告書	34

株式会社エヌリンクス

証券コード：6578

証券コード：6578  
2022年5月11日

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋2丁目32番4号  
株式会社エヌリンクス  
代表取締役社長 栗林憲介

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主様の安全を最優先に考えた総会といたしたく存じます。つきましては、株主の皆様におかれましては、本総会へのご来場を可能な限りお控えいただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

つきましては、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月26日（木曜日）午後6時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年5月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号 ホテルベルクラシック東京  
8階「ラブソディ」

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第12期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件

### 決議事項 議案

定款の一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.n-links.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.n-links.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されていますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
  - ◎ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、入場をお控えいただくことがございます。
  - ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染防止措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。取り組みのひとつとして、開催時間を短縮する観点から、議事における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案 定款の一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>第46条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年3月1日～2022年2月28日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだことにより、今後の経済回復に向けた動きへの期待が高まっております。一方、新型コロナウイルスの新たな変異株の出現もあり、新型コロナウイルス感染症対策が進むものの感染の収束には至らず、先行き不透明な状況が見込まれております。また、資源価格の上昇や為替の変動、アメリカ及び東欧諸国の動向による地政学リスクの上昇等もあり、依然として先行きは不透明な状態が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、主力事業である日本放送協会(以下「NHK」といいます。)からの放送受信料の契約・収納代行業務(以下「NHK業務」といいます。)に変わる、安定的な収益基盤の確保と事業の拡大に取り組み、営業代行業業におきましては、新規取引先様の開拓及び取扱い商材の多角化を進めるとともに、営業手法も個人宅への個別訪問だけでなく、メディアとミックスさせた営業手法等を行うことにより、NHK1社への依存度の軽減に努めてまいりました。

また、メディア事業におきましても、当社の強みであるSEOの知見を活かした新規メディアサイトの展開、法人向けストックビジネスの拡大を実施するとともに、M&Aの積極推進や成長分野への投資を行うことにより事業領域の拡大に努めてまいりました。

当連結会計年度の売上高につきましては、営業代行業業における新規取引先の開拓、メディア事業における新規メディアサイトの展開及びM&Aの実施等により4,824,642千円と前期と比べ777,279千円(19.2%増)の増収となりました。

一方、販売費及び一般管理費につきましては、人件費関連費用として、給料及び手当を2,445,675千円(前期比14.8%減)、賞与及び賞与引当金繰入額を166,152千円(同57.7%増)、法定福利費を402,478千円(同8.2%減)、アプリの開発に係る研究開発費を275,705千円(同5.1%増)計上したこと等から、販売費及び一般管理費の合計は4,835,969千円(同8.3%減)となり、この結果、営業損失は172,731千円(前期は営業損失1,273,041千円)となりました。

営業外収益につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金107,753千円(前期比82.9%減)を計上したこと等から合計で116,932千円(同93.5%減)となり、営業外費用につきましては合計で4,614千円(同4.6%増)となりました。この結果、経常損失は60,413千円(前期は経常利益515,595千円)となりました。

また、投資有価証券評価損50,000千円を特別損失に計上したことにより、税金等調整前当期純損失は110,413千円（前期は税金等調整前当期純利益487,243千円）となり、法人税等合計を260,639千円（前期比31.1%減）計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は371,053千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益108,739千円）となりました。

#### 事業の部門別売上高

事業別	売上高
営業代行事業	3,277,552 千円
メディア事業	1,522,025
アプリ開発・運営事業	21,555

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社の設備投資の額は1,998千円であり、工具、器具及び備品の購入等であります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 事業基盤の拡大

当社の主力業務は、放送受信料の契約・収納代行業務であり、連結売上高の約60%をNHK1社に依存している状況にあります。2023年9月にてNHK業務が終了する可能性があることから、速やかに当該業務に変わる、安定的な収益基盤を確保する必要があります。現在、営業代行事業においては、新規取引先様の開拓及び取扱い商材の多角化を進めるとともに、営業手法も個人宅への個別訪問だけでなく、メディアとミックスさせた営業手法等を行っております。また、メディア事業においても、当社の強みであるSEOの知見を活かした新規メディアサイトの展開、法人向けストックビジネスの拡大を実施するとともに、M&Aの積極推進や成長分野への投資を行うことにより事業領域の拡大に努めるとともに、その他事業の展開も積極的に検討してまいります。

### ② 内部管理体制の強化

当社の内部管理体制は、企業規模に応じたものとなっております。今後は、特定の人員に過度に依存しないよう、経営・執行体制を整備し、全般的経営リスクの軽減に努めるとともに、内部管理体制も強化・充実させていく予定であります。

### ③ 優秀な人材の確保と育成

当社の今後の更なる成長において、優秀な人材を適時に採用することは極めて重要であると判断しております。優秀な人材を採用していくために、外部エージェントを有効活用する等企業としての採用競争力を強化しており、また、従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や人事制度の整備及び運用を進めております。

### ④ 情報管理体制の強化

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育及びコンプライアンス研修の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

#### ⑤ 営業代行事業の平均勤続年数の向上

営業代行事業の平均勤続年数は、当社のメディア事業及び管理部門社員と比べて短い傾向にあります。

当社では、努力が公平に反映され、モチベーションアップとなるよう社歴・経験・年齢に関係なく、多角的な社内基準により昇給・昇格・業績給が得られる評価制度を採用しておりますが、平均勤続年数の向上に向けて、各種研修の充実、職場環境のさらなる改善、福利厚生の実施に努めてまいります。

#### ⑥ 営業力の強化

当社の主力事業は、営業代行事業であり、今後も安定した収益を確保していくためには、社員一人ひとりの営業力の強化が必要であります。

具体的には、教育研修制度を充実させ、当社独自の営業ツールやマニュアル等の整備を行い、また、サポート部門を充実させ、営業に集中できる環境を構築し、一層の営業力の強化を図ってまいります。

#### ⑦ 事業領域の拡大

強固な経営基盤の確立と持続的な成長を可能とする多極的な事業構造を構築するため、経営資源の選択と集中並びに事業領域の拡大を推進してまいります。

そのために、当社が今まで培った技術・ノウハウを活用し、成長の期待される市場に向けた先見的なソリューションの企画、開発、事業化等、新しい事業の創出に取り組んでまいります。

#### ⑧ 役職員へのコンプライアンス教育の徹底

当社グループでは、近年当社従業員による不正行為、不祥事が複数発生し、当社グループの信用が損なわれることとなりました。そのようなことから、当社グループは、法令遵守（コンプライアンス）の観点より留意すべき事項の周知・啓蒙活動に加えて、代表取締役を含む取締役が従業員に対し月1回のコンプライアンス研修を実施し、一層のコンプライアンスに対する意識徹底に努めるとともに、業務フロー及び業務管理体制の見直し（従業員の業務相互監視、業務フローの管理システムによる定期的確認や請求書類のダブルチェック等の相互牽制が機能する体制の構築を含みます。）を行うなど、再発防止及び業務改善に鋭意取り組んでおります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2019年2月期)	第10期 (2020年2月期)	第11期 (2021年2月期)	第12期 当連結会計年度 (2022年2月期)
売 上 高	— 千円	4,776,812 千円	4,047,363 千円	4,824,642 千円
経常利益又は経常損失 (△)	— 千円	△161,422 千円	515,595 千円	△60,413 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△)	— 千円	△182,552 千円	108,739 千円	△371,053 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	— 円	△25.58 円	15.17 円	△51.11 円
総 資 産	— 千円	1,852,391 千円	2,541,943 千円	1,926,213 千円
純 資 産	— 千円	1,191,502 千円	1,270,332 千円	876,695 千円

(注) 1. 当社では、第10期より連結計算書類を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2019年2月期)	第10期 (2020年2月期)	第11期 (2021年2月期)	第12期 当事業年度 (2022年2月期)
売 上 高	4,757,249 千円	4,772,604 千円	3,979,381 千円	4,513,552 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	374,545 千円	△21,525 千円	982,553 千円	695,590 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	208,679 千円	△192,726 千円	107,954 千円	△463,073 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純 損 失 (△)	30.22 円	△27.01 円	15.06 円	△63.78 円
総 資 産	2,048,298 千円	1,837,587 千円	2,449,419 千円	1,712,723 千円
純 資 産	1,407,021 千円	1,192,287 千円	1,270,332 千円	784,674 千円

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2018年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合での株式分割、及び2019年3月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ドワーフワークス株式会社	224百万円	100.0%	ゲームの企画・開発・運営
株式会社C-clamp	10百万円	100.0%	営業代行業業 他の事業者に係る販売業務のアウトソーシング受託業務 太陽光発電・その他関連商材の販売
株式会社サンジュウナド (株式会社37℃)	10百万円	100.0%	マッチングアプリの企画・開発・運営
株式会社メルセンヌ	3百万円	100.0%	メディア運営

(注) 2021年9月21日付で株式会社メルセンヌの株式を取得し子会社といたしました。

## (7) 主要な事業内容

事業	業務内容
営業代行業業	放送受信料の契約・収納代行業務、その他の営業代行業務
メディア事業	お家探しのウェブサイト「イエプラ」、ポータルサイト「Rooch」、ゲーム攻略サイト「アルテマ」、マッチングアプリ情報サイト「マッチングアプリPLUS」及び「マッチライフ」等の運営
アプリ開発・運営事業	マッチングアプリ「ペアフル」の運営及びスマホゲームアプリの開発

## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都豊島区
三 鷹 支 店	東京都武蔵野市
調 布 支 店	東京都調布市
杉 並 支 店	東京都武蔵野市
世 田 谷 支 店	東京都世田谷区
目 黒 支 店	東京都世田谷区
赤 羽 支 店	東京都豊島区
千 住 支 店	東京都足立区
池 袋 支 店	東京都豊島区
藤 沢 支 店	神奈川県藤沢市
神 奈 川 東 第 一 支 店	神奈川県横浜市青葉区
神 奈 川 東 第 二 支 店	神奈川県横浜市青葉区
上 大 岡 支 店	神奈川県横浜市西区
越 谷 支 店	埼玉県越谷市
川 越 支 店	埼玉県川越市
三 郷 支 店	埼玉県越谷市
江 戸 川 支 店	千葉県船橋市
船 橋 支 店	千葉県船橋市
大 阪 支 店	大阪府大阪市北区
梅 田 支 店	大阪府大阪市北区
京 都 支 店	京都府京都市中京区
大 津 支 店	滋賀県大津市
神 戸 支 店	兵庫県神戸市中央区

名 称	所 在 地
東 海 支 店	愛知県名古屋市中村区
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中村区
名 東 支 店	愛知県名古屋市中村区
福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区
小 倉 支 店	福岡県北九州市小倉北区
石 巻 支 店	宮城県石巻市
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区
家 A G E N T 池 袋 本 店	東京都豊島区
家 A G E N T 大 阪 店	大阪府大阪市北区

② 子会社

名 称	所 在 地
ドワーフワークス株式会社	東京都豊島区
株式会社C-clamp	東京都豊島区
株式会社サンジュウナナド (株式会社37℃)	東京都豊島区
株式会社メルセンヌ	東京都豊島区

## (9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
598名	193名減	29歳5ヵ月	3年4ヵ月

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）181名は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社りそな銀行	100百万円
株式会社千葉銀行	100百万円
株式会社武蔵野銀行	41百万円

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,302,960株
- (3) 株主数 1,446名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
栗 林 憲 介	1,587,000 株	21.73 %
株 式 会 社 K K イ ン ベ ス ト メ ン ト	1,200,000	16.43
栗 林 圭 介	1,047,000	14.34
株 式 会 社 ケ イ ア ン ド ケ イ	600,000	8.22
近 藤 雅 介	311,800	4.27
光 通 信 株 式 会 社	223,500	3.06
中 村 剛	215,100	2.95
前 川 英 人	203,340	2.78
鹿 内 一 勝	180,000	2.46
花 井 大 地	156,000	2.14

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2017年1月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき840円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
  - ② 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2019年1月19日から2027年1月18日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外役員を除く）	8,510個	普通株式 51,060株	2名

(注) 2018年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合での株式分割、及び2019年3月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合での株式分割を行っております。これにより「新株予約権の行使価額」、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2022年3月10日開催の取締役会決議による役員に対する有償新株予約権

- ① 新株予約権の数 1,566個（新株予約権1個につき100株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 156,600株
- ③ 新株予約権の払込金額 1個につき250円
- ④ 新株予約権の行使価額 1個につき19,000円
- ⑤ 新株予約権の行使条件
  - ① 新株予約権の割当を受けた者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとし、新株予約権者の主体的な放棄や退職により当該行使義務を回避することはできないものとする。
  - ② その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の行使期間 2022年3月29日から2032年3月28日まで
- ⑦ 当社役員に交付した新株予約権

	新株予約権の数	交付者数
当社役員	1,566個	10人

2022年3月10日開催の取締役会決議による従業員に対する無償新株予約権

- ① 新株予約権の数 235個（新株予約権1個につき100株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 23,500株
- ③ 新株予約権の払込金額 払込を要しない。
- ④ 新株予約権の行使価額 1個につき19,000円
- ⑤ 新株予約権の行使条件
  - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
  - ② その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の行使期間 2024年3月11日から2032年3月10日まで
- ⑦ 当社従業員役員に交付した新株予約権

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員	235個	5人

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
栗林 憲介	代表取締役社長	ドワーフワークス株式会社取締役
栗林 圭介	取締役副社長	管理本部長 ドワーフワークス株式会社取締役 株式会社C-clamp取締役
花井 大地	専務取締役	経営企画室長 ドワーフワークス株式会社取締役
鹿内 一勝	取締役	マーケティング統括本部長 ドワーフワークス株式会社代表取締役社長 株式会社サンジュウナド代表取締役社長 株式会社メルセンヌ代表取締役社長
池本 大介	取締役	営業統括本部長 株式会社C-clamp代表取締役社長
星野 裕幸	取締役	株式会社Polaris代表取締役社長
柴田 幸夫	取締役	ジン・パートナーズ株式会社代表取締役社長 株式会社ALiNKインターネット社外取締役
濱野 隆	常勤監査役	株式会社高純度物質研究所非常勤監査役
武藤 浩司	監査役	山口不動産株式会社代表取締役社長
大濱 正裕	監査役	弁護士 レイズ・コンサルティング合同会社代表社員 弁護士法人レイズ・コンサルティング法律事務所代表社員 ファーストアカウンティング株式会社監査役

- (注) 1. 取締役星野裕幸氏及び柴田幸夫氏は社外取締役であります。また、2名は株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
2. 監査役濱野隆氏、武藤浩司氏及び大濱正裕氏の3名は社外監査役であります。また、3名は株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
3. 監査役武藤浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起されたその職務の遂行に起因する損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合や犯罪行為を行った場合には、補填の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	111,300千円 (9,000千円)	— (—)	— (—)	111,300千円 (9,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,700千円 (14,700千円)	— (—)	— (—)	14,700千円 (14,700千円)

- (注) 1. 上表には、2021年5月28日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。
3. 2014年5月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬総額を年500,000千円以内、監査役の報酬総額を年100,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であり、監査役の員数は1名であります。

## ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念を実践し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上が図れる優秀な人材を取締役として登用できる報酬体系とする。なお、現状においては、事業ポートフォリオを構築しながら、安定した経営を行い、持続的な成長を図れる環境を構築する基盤を整備する段階であるという観点を重視して固定報酬のみとしているが、昨今のコーポレート・ガバナンスに関する議論より、業績向上に対するインセンティブという観点から業績連動報酬等の導入を今後の検討事項とする。

### b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された限度額の範囲内において、個々の取締役の役位、職責、貢献度、在任年数、当社グループの業績、従業員の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に判断して各事業年度ごとに決定するものとする。

### c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

個人別の報酬額等の決定方法については、報酬額に関する基本方針(前記a参照)及び基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。前記b参照)に基づき、当社取締役会において、社外取締役の意見・助言を踏まえた審議を十分に行ったうえで、具体的な報酬額を決定するものとする。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	星 野 裕 幸	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回出席し、経営者としての豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための助言・提言を適宜行っており、かつ独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
社外取締役	柴 田 幸 夫	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回出席し、経営者としての豊富な知識・見地から、適宜発言を行っており、かつ独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
社外監査役	濱 野 隆	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会には、14回中14回出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	武 藤 浩 司	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回、また、監査役会には、14回中14回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	大 濱 正 裕	当事業年度開催の取締役会には、13回中12回、また、監査役会には、14回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

当社の会計監査人は、2021年5月28日開催の第11回定時株主総会においてパートナーズSG監査法人が選任され、当事業年度（第12期）の会計監査は同監査法人が実施いたしました。なお、第11回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した有限責任監査法人トーマツは、前事業年度（第11期）に係る会計監査のみ実施いたしました。

### (1) 会計監査人の名称

パートナーズSG監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	パートナーズSG監査法人	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円	27,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会がパートナーズSG監査法人の報酬等について同意した理由は、監査契約の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適正であると判断したためであります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、内部統制システム構築に関し次のとおり決議しております。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
  - b. 取締役は、毎月1回以上開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
  - c. 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
  - d. 取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
  - e. 「内部通報制度規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
  - f. 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
  - g. 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
  - h. 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
  - a. 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
  - b. 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、管理本部がリスク管理の主管部門として、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき、全てのリスクを総合的に管理する。
  - b. 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。
- ④ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- a. 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
  - b. 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
- ⑤ 当社の監査役への報告に関する体制
- a. 重要会議への出席  
監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - b. 取締役の報告義務
    - < 1 > 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
    - < 2 > 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
      - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
      - ・業績及び業績見通しの内容
      - ・内部監査の内容及び結果
      - ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
      - ・行政処分の内容
      - ・上記に掲げるもののほか、監査役が求める事項

c. 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、当社子会社の取締役、監査役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者も、当社の監査役に直接報告をすることができる。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令または定款違反の事実

d. 監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

監査役へ報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑥ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役社長、会計監査人等と監査役の連携

代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会または監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

b. 外部専門家の起用

監査役会または監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

c. 監査役の必要経費

監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

## (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- ・当社は法令遵守のため「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、取締役及び従業員の職務執行における法令遵守の体制を整備しております。
- ・取締役は、公正かつ適切な経営の実現のため、倫理規範・行動基準を設定し自ら率先垂範の上、法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ・コンプライアンス・リスクマネジメント規程を定め、これを役職員に周知するとともに、定期研修の開催により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・当社は「内部監査室」を設置して、従業員の職務執行を監査し、定期的に取り締役会に報告しております。
- ・当事業年度において取締役会は13回開催され、取締役（社外取締役2名）及び監査役（社外監査役3名）の出席のもとで、十分な審議時間を確保し活発な議論を行った上で、報告及び議案の決議が行われております。なお、社外役員の出席状況等については、「4 会社役員に関する事項（5）社外役員に関する事項③当事業年度における主な活動状況」をご参照下さい。
- ・当社は内部通報システムを導入し、これを役職員に周知し、業務遂行上のリスクの早期発見及び適切な対応に努めております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元積極的に努めてまいりました。しかしながら、当事業年度の年間配当金につきましては、当事業年度及び翌事業年度の業績を鑑み、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・合理化、投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新規事業投資のために有効活用していきたいと考えております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,572,440</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,049,518</b>
現 金 及 び 預 金	1,041,354	短 期 借 入 金	341,662
営 業 未 収 入 金	400,963	未 払 金	12,178
前 払 費 用	90,596	未 払 費 用	427,639
未 収 消 費 税 等	26,957	未 払 法 人 税 等	83,621
そ の 他	12,569	未 払 消 費 税 等	124,293
<b>固 定 資 産</b>	<b>353,773</b>	預 り 金	20,627
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>29,034</b>	前 受 金	21,445
建 物 附 属 設 備	12,397	そ の 他	18,051
工 具、器 具 及 び 備 品	16,637	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,049,518</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>118,363</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
の れ ん	118,363	株 主 資 本	876,695
ソ フ ト ウ ェ ア	0	資 本 金	326,090
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>206,375</b>	資 本 剰 余 金	316,090
投 資 有 価 証 券	60,730	利 益 剰 余 金	234,514
出 資 金	30		
長 期 前 払 費 用	1,175		
繰 延 税 金 資 産	55,845		
敷 金 及 び 保 証 金	88,593	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>876,695</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,926,213</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>1,926,213</b>

# 連結損益計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高		4,824,642
売上原価	価		161,405
売上総利益	益		4,663,237
販売費及び一般管理費	費		4,835,969
営業外収益	失		172,731
受取利息	息	10	
受取補償金	金	3,577	
雇用調整助成金	金	107,753	
受取手数料収入	料	69	
受取成金収入	入	3,960	
雑収入	入	1,561	116,932
営業外費用	用		
支払利息	息	1,354	
支払手数料	料	1,720	
株式交付費	費	450	
雑損失	失	1,090	4,614
経常損失	失		60,413
特別損失	失		
投資有価証券評価損	損	50,000	50,000
税金等調整前当期純損失	失		110,413
法人税、住民税及び事業税	税	253,796	
法人税等調整額	額	6,842	260,639
当期純損失	失		371,053
親会社株主に帰属する当期純損失	失		371,053

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当 期 首 残 高	319,364	309,364	641,602	1,270,332	1,270,332
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	6,725	6,725		13,450	13,450
剰 余 金 の 配 当			△36,034	△36,034	△36,034
親会社株主に 帰属する当期純損失			△371,053	△371,053	△371,053
当 期 変 動 額 合 計	6,725	6,725	△407,087	△393,636	△393,636
当 期 末 残 高	326,090	316,090	234,514	876,695	876,695

# 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,195,825</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>928,048</b>
現 金 及 び 預 金	733,882	短 期 借 入 金	341,662
営 業 未 収 入 金	370,224	未 払 金	11,962
前 払 費 用	86,305	未 払 費 用	341,706
そ の 他	5,412	未 払 法 人 税 等	76,459
<b>固 定 資 産</b>	<b>516,898</b>	未 払 消 費 税 等	114,040
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>29,034</b>	預 り 金	20,627
建 物 附 属 設 備	12,397	前 受 金	21,445
工 具、器 具 及 び 備 品	16,637	そ の 他	145
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>48,976</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>928,048</b>
の れ ん	48,976	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
ソ フ ト ウ ェ ア	0	<b>株 主 資 本</b>	<b>784,674</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>438,887</b>	<b>資 本 金</b>	<b>326,090</b>
投 資 有 価 証 券	60,730	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>316,090</b>
関 係 会 社 株 式	89,950	資 本 準 備 金	316,090
出 資 金	30	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>142,494</b>
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,250,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	142,494
長 期 前 払 費 用	370	繰 越 利 益 剰 余 金	142,494
繰 延 税 金 資 産	55,845		
敷 金 及 び 保 証 金	86,832		
貸 倒 引 当 金	△1,104,870	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>784,674</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,712,723</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>1,712,723</b>

# 損益計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,513,552
売上総利益	4,513,552
販売費及び一般管理費	3,938,142
営業利益	575,410
営業外収益	
受取利息	4,356
雇用調整助成金	107,753
受取手数料	69
助成金収入	3,960
雑収入	8,492
営業外費用	
支払利息	1,354
支払手数料	1,556
株式交付費	450
雑損失	1,090
経常利益	695,590
特別損失	
関係会社貸倒引当金繰入額	852,816
投資有価証券評価損	50,000
税引前当期純損失	207,225
法人税、住民税及び事業税	249,005
法人税等調整額	6,842
当期純損失	463,073

# 株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	319,364	309,364	309,364	641,602	641,602	1,270,332	1,270,332
当期変動額							
新株の発行	6,725	6,725	6,725			13,450	13,450
剰余金の配当				△36,034	△36,034	△36,034	△36,034
当期純損失				△463,073	△463,073	△463,073	△463,073
当期変動額合計	6,725	6,725	6,725	△499,108	△499,108	△485,657	△485,657
当期末残高	326,090	316,090	316,090	142,494	142,494	784,674	784,674

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月27日

株式会社エヌリンクス  
取締役会 御中パートナーズS G監査法人  
東京都中央区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 篤史
代表社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 努

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌリンクスの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌリンクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月27日

株式会社エヌリンクス  
取締役会 御中

パートナーズSG監査法人  
東京都中央区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 篤 史
代表社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 努

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌリンクスの2021年3月1日から2022年2月28日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人パートナーズS G監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人パートナーズS G監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月2日

株式会社エヌリンクス 監査役会

常勤社外監査役 濱 野 隆 ㊟

社外監査役 武 藤 浩 司 ㊟

社外監査役 大 濱 正 裕 ㊟

以 上





